

平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

現在、国民健康保険制度（国保）はそれぞれの市町村が保険者となって運営していますが、4からはその運営に県も加わります。国保を将来にわたって守り続けるために、県と市町村が共同で運営していきます。

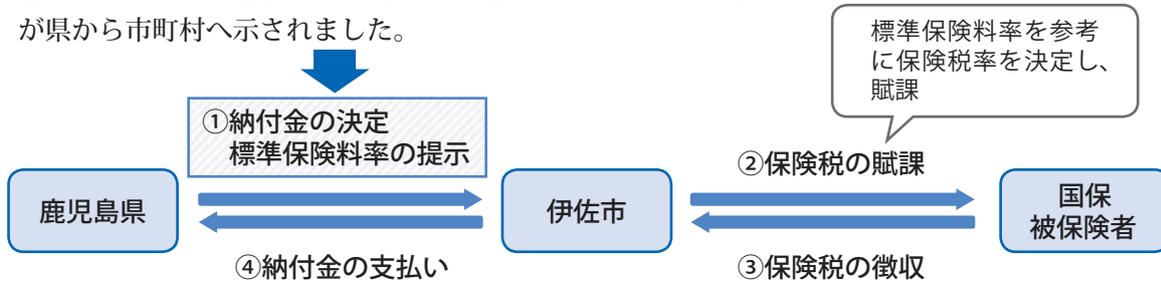


県 市町村 【それぞれの主な役割】

- ◎ 県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担います。
- ◎ 県が市町村ごとに決定した「国保事業費納付金」を、市町村は県へ納付します。
- ◎ 被保険者証の発行や各種申請など、窓口業務はこれまでどおり市町村が行います。

平成30年度国保事業費納付金等の仮算定結果が示されました。

国から示された仮係数等を用いて、平成30年度の国保事業費納付金及び標準保険料率（納付金を納めるために必要な国民健康保険税を収納するための税率）が県から市町村へ示されました。



【仮算定の前提条件】

- ◎平成30年度に予定されている国からの公費拡充 1,700 億円のうち、現時点での配分見込額 1,500 億円分を反映（鹿児島県配分は 26 億 8,000 万円）
- ◎制度改革による保険税負担額が一定割合を超える市町村に対しては、国の公費等による「激変緩和措置（軽減措置）」を実施

伊佐市の仮算定結果及び現行との比較

①県に納付する「国民健康保険事業費納付金」の額

約 8 億 6,900 万円（※激変緩和措置 6,600 万円差し引き後の額）

②納付金を納めるために必要な保険税収納額		③現行税率での収納見込額		比較(②-③)	
約 6 億 9,400 万円… ㉗		約 5 億 6,100 万円… ㉘		1 億 3,300 万円の不足	
被保険者一人当たり必要収納額 約 97,000 円… A		被保険者一人当たり収納見込額 約 78,000 円… B		被保険者一人当たり比較 (A - B) 19,000 円の不足	
県が示した標準保険料率		現在の市の税率(現行税率)		標準保険料率と現行税率の差額	
所得割	14.31%	所得割	11.40%	所得割	2.91%
資産割	39.93%	資産割	31.00%	資産割	8.93%
均等割	38,215 円	均等割	28,600 円	均等割	9,615 円
平等割	36,506 円	平等割	28,800 円	平等割	7,706 円

問い合わせ先 市民課健康保険係・税務課市民税係 ☎23 1 3 1 1